

令和3年4月21日

評議員 各位

兵庫県アイスホッケー連盟
会長 佐々木 史郎

令和3年評議員会（総会）の中止について（通知）

平素は、当アイスホッケー連盟の活動に、ご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、評議員会（総会）については、例年5月下旬に開催しておりますが、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の状況を考慮し、昨年同様に今年度も開催を中止にさせていただきます。

また、理事会の承認により、本評議員会（総会）に替えて、書面決議の方法により実施させていただきます。

なお、議案につきましては、5月中旬を目途に書面により同意を求める提案を送付いたしますので、どうぞよろしくお願ひします。

※本状を受け取られた方が評議員でない場合は、お手数ですが、評議員名及び住所を連盟事務局にメールでご連絡ください。（5月10日期限）

《評議員会に関する参考》

・規約 細則
(評議員の推薦)

第10条 加盟団体は各団体より1名の評議員を推薦しなければならない。ただしオールドタイマーは除く。

(評議員の補欠)

第11条 理事に選任された評議員の推薦加盟団体は評議員を補充しなければならない。理事は評議員を兼ねる事はできない。

(評議員会)

第12条 評議員会は会長・副会長・理事長・副理事長・理事・評議員をもって構成する。会長は議長となる。評議員会は年1回以上開催する他、次期会長の選出に伴う定期評議員会を開催する。なお、必要に応じ臨時評議員会を開催することが出来る。

